

大飯発電所第3号機及び第4号機  
設計及び工事の計画の認可申請(火災感知器増設)に係る確認事項

令和4年7月5日

実用炉審査部門 Aサブチーム

No.	対象資料	事実確認事項
1	資料-1 1. (2)火災の感知及び消火	<p>下記の観点を踏まえて、火災感知器の選定から設置までの全体の設計の流れを、フロー図等を使って説明すること。その上で、当該観点が申請書本文のどの部分に対応しているのかを説明すること。</p> <p>(観点)</p> <p>①熱感知器、煙感知器、炎感知器の3つの感知方式から、2つの感知方式の組合せをどのように決めるのか。</p> <p>②感知器を選定する際に、基本の3種類(アナログ式の熱感知器、アナログ式の煙感知器、アナログ式でない炎感知器)と光ファイバー等の基本以外の感知器等では、基本の感知器を優先して採用する方針なのか。</p> <p>③感知器を選定する際に、誤作動防止の観点で、アナログ式と非アナログ式では、アナログ式を優先して採用する方針なのか。</p> <p>④感知器を選定する際に、検定品と同等品では、検定品を優先して採用する方針なのか。</p> <p>⑤(b)において、環境条件等に該当するのを確認する過程で、消防法施行規則の規定を理由にしているイ. から二. の条件と、消防法施行規則の規定に関係しないホ. の条件で確認する優先順位は同じなのか。</p>
2	資料-1 1. (2)火災の感知及び消火	<p>以下に示すエリアについて、No. 1のフロー図等を使って、最終的な感知器設計に至る検討過程を説明すること。</p> <p>(エリア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室(感知区画 1-1)</li> <li>・燃料油貯蔵タンクエリア</li> <li>・海水管トンネルエリア</li> <li>・空冷DGエリア</li> <li>・原子炉格納容器内オペレーティングフロア</li> <li>・化学体積制御設備脱塩塔バルブ室</li> <li>・シンプル配管室</li> </ul>
3	資料-1 1. (2)火災の感知及び消火	<p>長距離にわたってケーブルが敷設される場所は長距離の火災感知に適している光ファイバーケーブルを選定していることについて、基本の3種類の感知器を選定できない理由があり、光ファイバーケーブル式熱感知器を選定しているのか。光ファイバーケーブル式熱感知器を選定している理由を説明すること。</p>